

## 居 住 者 各位

車返西住宅管理組合  
理事長

### 住宅模様替え工事実施への基準事項

住宅の模様替え工事を実施する場合は、以下の約束事を守ってください。

1. 工事期間の延長が必要なときは、事前に管理事務所に届出をして承認を取ってください。
2. 工事時間は、平日午前9:00～午後5:00、土曜日は、午前中とします。  
日曜・祭日は、原則として中止とさせていただきます。
3. 工事による騒音・臭気・塵埃及び処理剤の飛散・階段の上り下り音等近隣宅への迷惑や影響と工事実施時全般の安全対策に配慮をしてください。  
工事の「ご協力掲示物」は、全て申請者、施工業者によることとします。
4. 工事に關係する住人、通行人への怪我、事故等の対応は速やかに行うと同時に、管理事務所へ届出をしてください。発生する費用は、管理組合では負担できません。
5. 工事用の廃材・残材等は、都度施行業者の持ち帰り処理を願います。当住宅地内での処理を一切認めておりませんのでご承知ください。
6. 建物の構造物（壁・柱・床及び梁）への穿孔、切欠は、禁止事項です。厳守願います。
7. フローリング施行は、遮音等級材質基準L－45等級品以上となります。  
(当組合では、L－40等級品を推奨しています)
8. 浴室タイルの剥離補修は、防水施行部分に損傷が無いように施行してください。  
給水・給湯管は、モルタル部分以外の壁・床に手を加えないでください。
9. システムキッチン施行時は、既設管との接合部分からの漏水が工事後に多く発生しています。点検や修理時に対応処理ができるよう、パネルの取り外し可能な工事施工をしてください。工事後の漏水事故は、多大な費用が発生します。
10. 施工業者は、毎日管理事務所で駐車許可の受付をし、駐車カード受け、管理事務所の指定する駐車場の白線内に車両を止めてください。
11. リフォーム工事に際し各室に火災警報器を設置するように施工して下さい。
12. その他、今回の工事申請内容による連絡事項は、別途ご案内いたします。

以 上